

総合的かつ基本的な施策の評価に関する小委員会（仮称）の設置について（案）

平成 16 年 8 月 26 日
地震調査研究推進本部
政 策 委 員 会

地震調査研究推進本部は、地震被害の軽減に資するために、「地震調査研究の推進 - 地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策 - 」(平成 11 年 4 月 23 日)(以下、「総合基本施策」という。)を策定した。

総合基本施策は、今後 10 年程度にわたる地震調査研究推進の基本となるものであり、その中では、当面推進すべき地震調査研究の内容も示されている。

この総合基本施策が策定されて 5 年が経過するが、今年度末には、当面推進すべき地震調査研究の項目として挙げられた「活断層調査、地震の発生可能性の長期評価、強震動予測等を統合した地震動予測地図の作成」が予定されるなど、基本施策にも一定の進展が見られるところとなっている。

これらの状況や地震調査研究の動向、更には、社会の変化等を踏まえつつ、現在の施策の進捗状況を改めて確認し、その成果について評価を行うことで、今後の総合基本施策の推進に役立てるとともに、その評価結果を次期総合基本施策の策定にも生かすことが重要であると考えます。

このため、政策委員会のもとに総合的かつ基本的な施策の評価に関する小委員会（仮称）を設置する。

1 . 審議事項

- (1) 総合基本施策の評価について
- (2) 次期総合基本施策に反映すべき事項の検討について
- (3) その他

2 . 構成員等

- (1) 小委員会を構成する委員及び専門委員については、政策委員長が別途定める。
- (2) 小委員会に主査を置き、小委員会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 主査は、小委員会に本委員会に属さない委員及び専門委員、その他専門家を招へいし、意見を聴取することができる。